

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第33号）

1 地方税法の一部改正に伴い、免税点等の特例措置の適用期限について平成20年5月31日まで延長することとした。（附則第27条関係）

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。（附則関係）